平成２４年（フ）第１０６８号
大阪市生野区巽北３丁目７番９号
債務者　関本　允孝（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０８８号
大阪府豊中市曽根東町４丁目４番12号
債務者　星山　光一
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０９６号
大阪市北区本庄東２丁目２番２―703号
債務者　小野千鶴子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１１３号
大阪市港区波除３丁目８番７号　原田マンション203号
債務者　石川　弥生
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１３６号
大阪市浪速区戎本町１丁目９番31―809号
債務者　上月美幸こと　王　　子璇
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１５３号
大阪府高槻市宮野町16番１―302号
債務者　田染　初美（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１５４号
大阪市大正区千島１丁目６番５号　石川屋ビル402号
債務者　髙月　一泰
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１８８号
大阪市北区池田町１番１―305号
債務者　垣矢　直美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１９３号
大阪府門真市南野口町12番８号
債務者　柴崎美奈子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１９８号
大阪府門真市常盤町８番９号
債務者　山口　宗政
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２００号
大阪市東成区中本１丁目11―14―803、住民票上の住所大阪府東大阪市上小阪３丁目７番７号
債務者　田上　綾子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２０９号
大阪府豊中市南桜塚２―13―１―403、住民票上の住所大阪府豊中市城山町３丁目４番10―603号
債務者　森山　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３８８号
神戸市長田区房王寺町２丁目３番７号　ザ・ライフ房王寺302号
債務者　鈴木　　丞
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４０５号
神戸市兵庫区中道通１丁目４番20―401号
債務者　山本　幸雄
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１０号
神戸市灘区岩屋北町７丁目１番23号　ハイツマルヨシ301号
債務者　藤岡　泰介
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６号
神戸市垂水区上高丸１丁目７番33―209号
債務者　中西　新一
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４８号
神戸市北区星和台１丁目１番地の51、住民票上の住所神戸市長田区御蔵通２丁目13番地の１　ウイング神戸411号
債務者　澤井　　剛
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部